

○御嵩都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月11日

岐阜県知事 古 田 肇

1 都市計画の種類及び名称

御嵩都市計画地区計画 可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画

2 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び御嵩町建設課